

地震保険金が支払われるのはこんなとき

地震保険では、被った損害の割合に応じ「全損(保険金額の100%)」「半損(保険金額の50%)」「一部損(保険金額の5%)」という3つの区分で支払われます。被った損害が「全損・半損・一部損」のどれに該当するかは、建物の主要構造部がどれだけの損害を被っているか、あるいは焼失・流失した延床面積がどのくらいなのかで決まります。

地震や津波による建物の損害額が時価の50%以上、または焼失・流失した床面積が70%以上の場合が「全損」。損害額が時価の20%以上、または焼失・流失した床面積が20%以上の場合が「半損」。損害額が時価の3%以上、または床上浸水、または地盤面から45cmを超える浸水の場合は「一部損」となります。

では、門や塀が壊れた場合はどうでしょうか? 門や塀も建物に含まれてはいませんが、建物に対する地震保険金は、柱や壁といった建物の主要構造部の損害や、焼失や流失した床面積の損害が一定以上生じたことが条件になっています。したがって、門や塀が倒れたが、家そのものに損害がない場合には、保険金は支払われないこととなります。

家財は、家財総額に対してどれだけの損害を被ったかにより、受け取れる保険金が決まります。

家財の損害額が時価の80%以上の場合が「全損」。損害額が時価の30%以上の場合が「半損」。損害額が時価の10%以下の場合が「一部損」となります。

例えば食器棚が倒れて、食器が割れた場合はどうでしょうか? 被災した際、こうした損害を被った人は少なくないでしょう。ただ壊れたのがいくらかの食器だけなら、保険金の支払いは受け取れません。家財の「一部損」では、家財全体の損害が家財総額の10%を超える場合のみ保険金の支払い対象となります。

保険金の支払い対象となるのは、生活用の家財に限られていますから、現金や有価証券等、貴金属や宝石、骨董品、書画、美術品などの損害には保険金が支払われません。

被災時に住宅ローン残債が相当あるが貯蓄がほとんどないといった場合、その後の生活の立て直しは厳しいものとなるでしょう。このような場合には、たとえ建物の再建に満たなくても、ある程度の一時金を受け取れることは大きな支えにはなりません。また、保険会社によって火災保険金額の100%を支払う火災(地震)保険の特約もあります。

私は地元諏訪にて25年間、損害保険と生命保険の代理店業をさせて頂いております。もっと地元貢献できないかと考えておりましたが、この様な形で保険を通して皆さまの生活のお役に立てる機会ができたことに心より感謝申し上げます。保険のご加入や見直しの際に失敗しないポイントなど、お役に立ちそうな情報をご案内できれば幸いです。



アストのほけん
(株)アスト・コンサルティング
代表取締役CEO 松澤 毅